

令和 7 年 2 月 3 日
島根県防災危機管理課
担当：上村
電話：0852-22-5885

大雪に係る関係課長会議の開催結果について

1. 開催日時

令和 7 年 2 月 3 日（月） 15：00～ 15：15

2. 会議概要

場 所：島根県庁 6 階 防災センター室

出席者：防災部次長、関係課長及び松江地方気象台 計 16 名

3. 内 容

（1）気象情報について（松江地方気象台）

【松江地方気象台】

- ・ p. 1～p. 8 のとおり

（2）大雪における対応等について

【総務課】

- ・ p. 10 のとおり

【管財課】

- ・ p. 11～p. 16 のとおり

【交通対策課】

- ・ p. 17 のとおり

【健康福祉総務課】

- ・ 病院、社会福祉施設等に向けて、気象台が発表する最新の気象情報等最新の情報収集に努め入所者等の安全確保に万全を期するよう注意喚起を行う予定です。
- ・ 水道事業者に向けて、寒気による水道施設への被害や水道管凍結による断水、積雪等による停電等が発生する恐れがあるため、水道施設の監視の強化、停電が発生した際の非常電源の確保方法の再確認など、注意喚起を行いました。

【道路維持課】

- ・ p. 18 のとおり

【防災危機管理課】

- ・ p.19～p.20 のとおり
- ・ しまね防災メールなどによりお知らせする最新の気象情報などを、その都度確認をお願いします。
- ・ 各部局、地方機関においては、災害体制基準や、職員の緊急連絡先の確認など、参集体制の確保を改めてお願いします。

(3) 防災部次長指示事項等

(各部局・地方機関に対する指示)

- ・ 各部局、地方機関においては、大雪に備え、初動に遅れがないよう、今一度、県の災害体制や職員の緊急連絡体制の確認をしてください。
- ・ また、道路の除雪について、国、市町村、関係機関との連携体制の確認を再度行うほか、車の立ち往生が発生した場合に備え、救援物資の提供や、避難の支援のための準備をしてください。

(市町村に向けてのお願い)

- ・ また、市町村の皆さまにおかれても、県との連絡体制や初動体制の確認をお願いするとともに、大雪による車の立ち往生や孤立地区が発生した場合に備え、物資や避難所の提供の準備をお願いします。

(県民の皆様に向けてのお願い)

- ・ 次に、県民の皆さまへのお願いです。
大雪による交通機関への影響や、農業施設への被害、などに注意が必要です。テレビや県の防災メールなどで最新の気象情報を入手し、早め早めの対応をお願いします。
- ・ 過去には、大雪による除雪作業中に雪に埋もれて亡くなられた事例や、降雪が続く中で、長時間車内で暖をとり一酸化炭素中毒により亡くなられたと推測される事例が発生しておりますので、十分注意をしてください。
- ・ 先ほど、土木部道路維持課から説明があったように、大雪による道路の渋滞、立ち往生という事態を避けるために、早めに通行止めを行うことも予想されますので、本日夕刻以降、車で外出される際は、道路情報に十分注意してください。
- ・ 具体には、通行止めの区間や通行止めが予定されている区間への車での不要不急の外出はできるだけ控えてください。
- ・ やむを得ず車で外出される場合は、必ず冬用タイヤの装着をお願いします。また、渋滞や立ち往生に備え、食糧の確保、タイヤチェーンの携行、ガソリンを満タンにしておくなどの対策をお願いします。

4. 会議資料に関する問い合わせ先

【総務課】

内 容：私立学校等の状況について

担当者：錦織

連絡先：0852-22-6664

【管財課】

内 容：県庁構内の除雪対応について

担当者：和田

連絡先：0852-22-5330

【交通対策課】

内 容：交通機関の状況について

担当者：藤井

連絡先：0852-22-6510

【健康福祉部】

内 容：病院や社会福祉施設に関すること

担当課：健康福祉総務課

担当者：山根

連絡先：0852-22-6331

内 容：水道事業者等への対応に関すること

担当課：薬事衛生課

担当者：田中

連絡先：0852-22-6180

【道路維持課】

内 容：道路の雪害対応について

担当者：中村

連絡先：0852-22-6568

【防災危機管理課】

内 容：雪害体制の基準について

担当者：上村

連絡先：0852-22-5885



大雪に係る関係課長会議

【日 時】 令和7年2月3日（月）午後3時～

【場 所】 島根県庁6階 防災センター室

【次 第】

1. 気象情報について（松江地方気象台）
2. 大雪における対応等について



1. 気象情報について（松江地方気象台）

2月4日～6日にかけての 大雪に関する説明

この資料は、2月3日12時時点の予想に基づいて作成したものですので、
最新の気象情報は、気象台ホームページ等から確認をお願いします。

2月4日～6日にかけての大雪について

《概況》

中国地方の上空約5000メートルには、氷点下36度以下のこの冬一番の強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置が強まる見込みです。

また、冬型の気圧配置は9日頃にかけて続く見込みです。

《大雪》

島根県では4日から6日頃にかけて山沿いを中心に大雪となる見込みです。

雪雲が現在の予想以上に発達した場合は、警報級の大雪となる可能性がある。

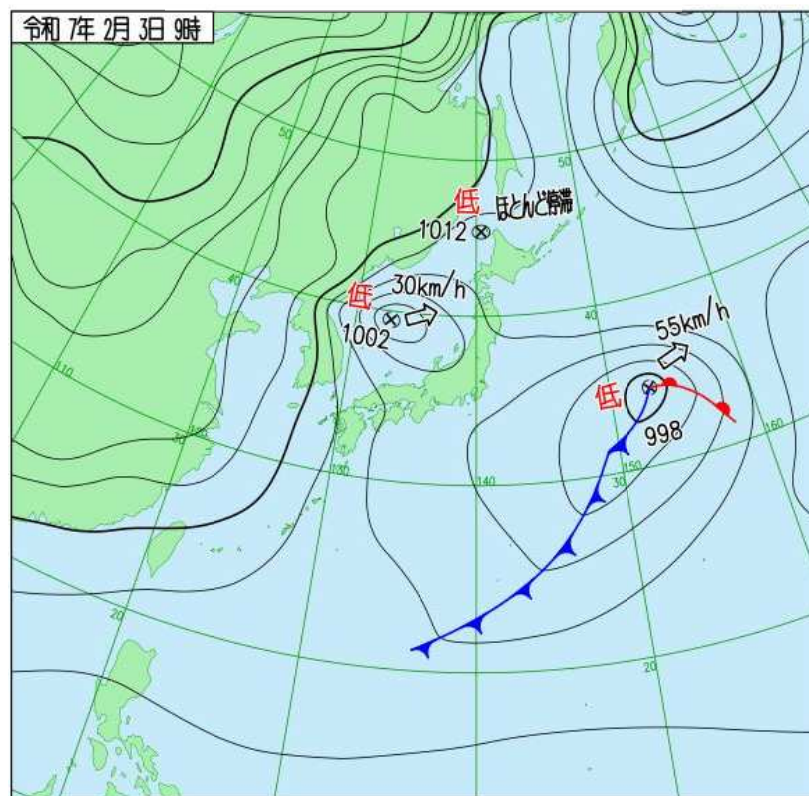
強い寒気に覆われた状態が長く降雪が続くため、積雪がかなり増える見込みです。平地でも積雪となる見込みです。

《注意・警戒事項》

- 積雪や路面の凍結による交通障害に十分注意。
- 強風、雪による見通しの悪化、高波、なだれ、落雷、突風に注意。
- 着雪による倒木や電線切断に注意。
- ビニールハウスは、倒壊のおそれがあるため注意。
- 農作物の管理にも注意。

地上天気図

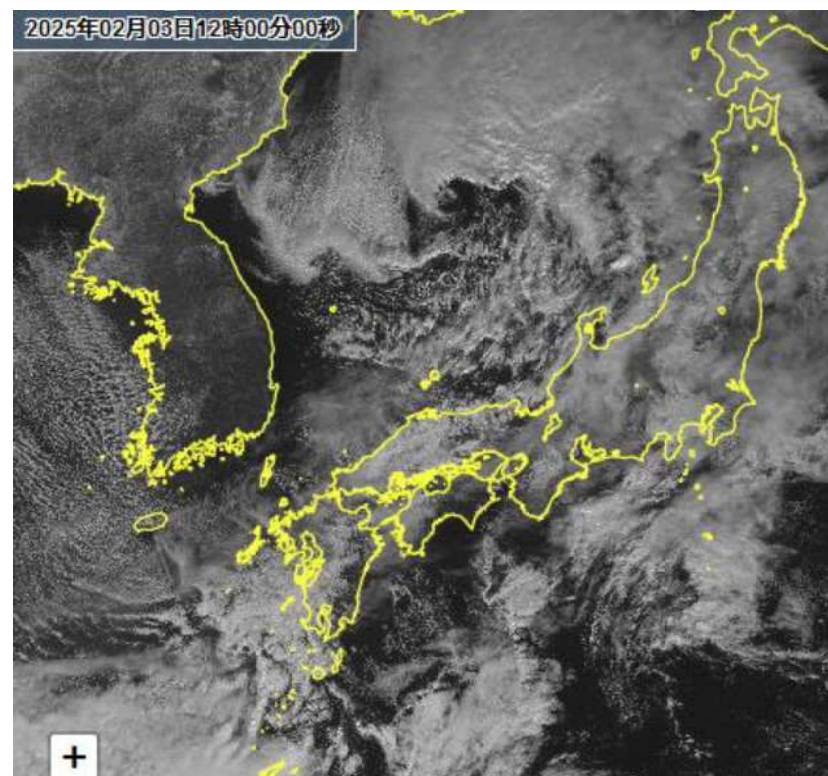
令和7年2月3日09時



- ・日本海には発達中の低気圧があって東に進んでいる。

気象衛星可視画像

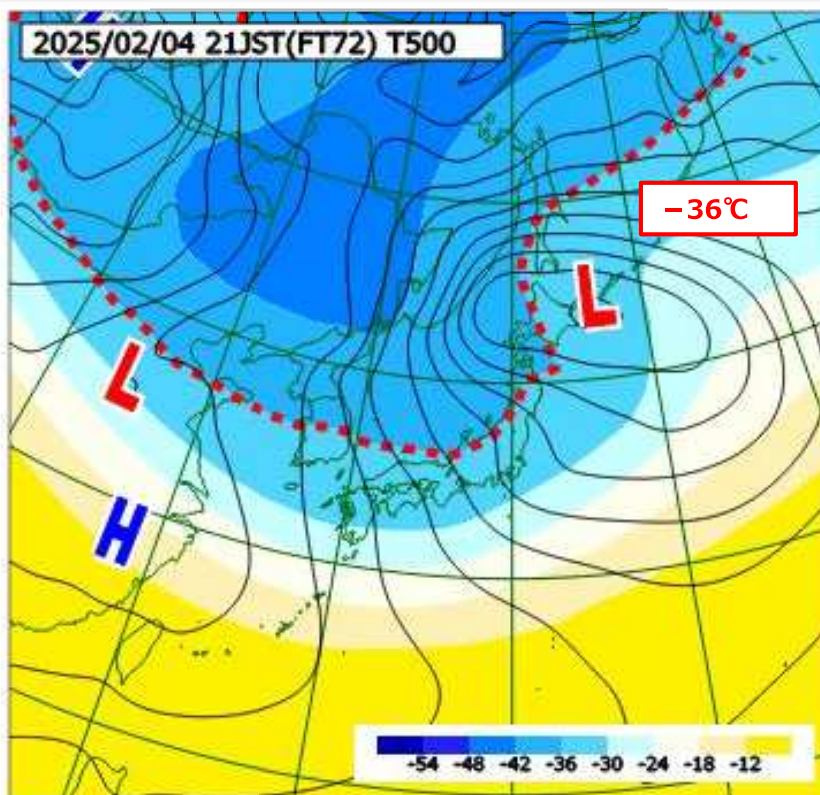
令和7年2月3日12時



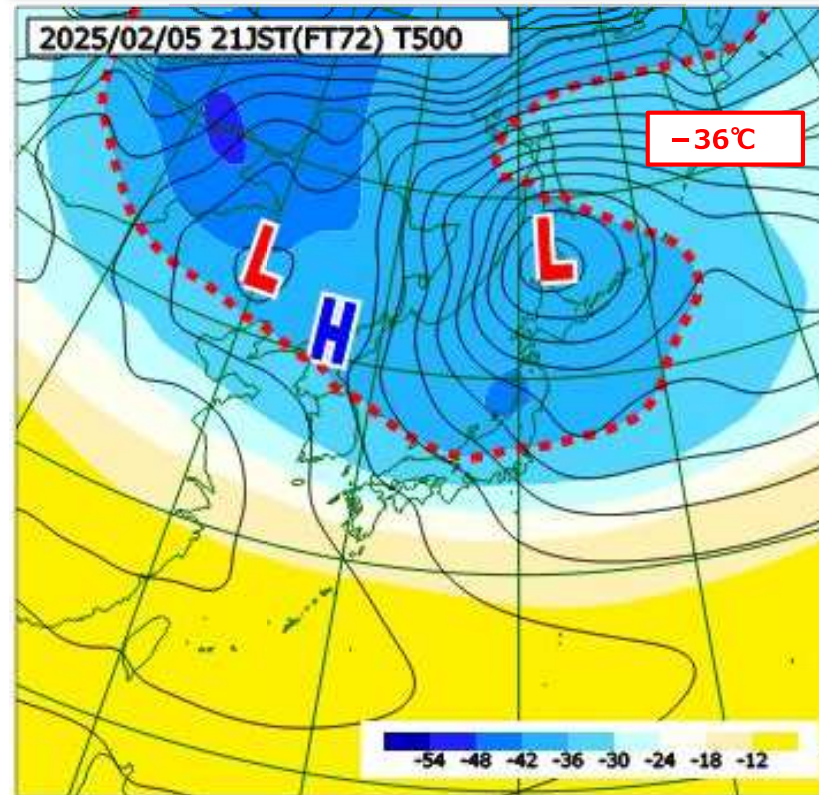
- ・日本海の低気圧の北側や黄海には、寒気に伴う雪雲が広がっている。
- ・3日夕方から島根県にかかり始める。

地上天気図と上空約5000mの気温予想図

令和7年2月4日21時



令和7年2月5日21時



- ・4日から6日頃にかけて、中国地方の上空約5000メートルには、氷点下36度以下のこの冬一番の強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置が強まる見込みです。
- ・島根県では4日から6日頃にかけて山沿いを中心に大雪となる見込みです。

防災バーチャート

寒気のピーク

		3日				4日								5日			
		12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-3時	3-6時	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-6時	6-12時	12-18時	18-24時
		昼過ぎ	夕方	夜の はじめ頃	夜遅く	未明	明け方	朝	昼前	昼過ぎ	夕方	夜の はじめ頃	夜遅く				
大雨(浸水) (ミリ)	東部	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	西部	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	隠岐	0	1	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1				
大雪 (センチ)	東部	平地	0	0	1	2	3	3	2	1	1	2	2				
		山沿い	1	1	2	4	7	7	7	6	6	7	6				
	西部	平地	0	0	1	2	4	4	3	3	2	2	2				
		山沿い	1	1	2	3	7	7	7	6	6	7	6				
	隠岐	0	0	1	7	7	5	5	5	5	5	5	5				
風 (メートル)	東部	陸上	12→	12→	12→*	12→*	12→*	12→*	12→*	12→*	12→*	12→*	12→*	*	*	*	*
		海上	16→	16→	15→*	15→*	15→*	15→*	15→*	15→*	15→*	15→*	15→*	*	*	*	*
	西部	陸上	12→	12→	12→*	13→*	13→*	13→*	13→*	12→*	12→*	12→*	12→*	*	*	*	*
		海上	15→	15→	15→*	15→*	15→*	15→*	15→*	15→*	15→*	15→*	15→*	*	*	*	*
	隠岐	陸上	13→	13→	13→*	12→*	12→*	12→*	12→*	13→*	13→*	13→*	13→*	*	*	*	*
		海上	17→	17→	17→*	16→*	16→*	17→*	17→*	17→*	16→*	16→*	16→*	*	*	*	*
波浪 (メートル)	東部	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4				
	西部	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4				
	隠岐	3	3	4	4	4	4	4	5	5	5	4	4				
雷	東部				注	注	注	注	注	注	注	注	注				
	西部																
	隠岐			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				

■ 警報級
 ■ 注意報級
 * 雪を伴う

・1時間降水量 3日 4日
 東部 5ミリ未満 5ミリ未満
 西部 5ミリ未満 5ミリ未満
 隠岐 5ミリ 5ミリ

・24時間降水量 (3日12時~4日12時)
 東部 30ミリ
 西部 30ミリ
 隠岐 30ミリ

・24時間降雪量 (3日12時~4日12時)
 東部 平地 10センチ
 山沿い 30センチ
 西部 平地 15センチ
 山沿い 30センチ
 隠岐 平地 10センチ

・24時間降雪量 (4日12時~5日12時)
 東部 平地 20センチ
 山沿い 50センチ
 西部 平地 20センチ
 山沿い 50センチ
 隠岐 平地 15センチ

・24時間降雪量 (5日12時~6日12時)
 東部 平地 20センチ
 山沿い 50センチ
 西部 平地 20センチ
 山沿い 50センチ
 隠岐 平地 15センチ

・風 3日 4日
 東部 陸上 12メートル 12メートル
 海上 16メートル 15メートル
 西部 陸上 13メートル 13メートル
 海上 15メートル 15メートル
 隠岐 陸上 13メートル 13メートル
 海上 17メートル 17メートル

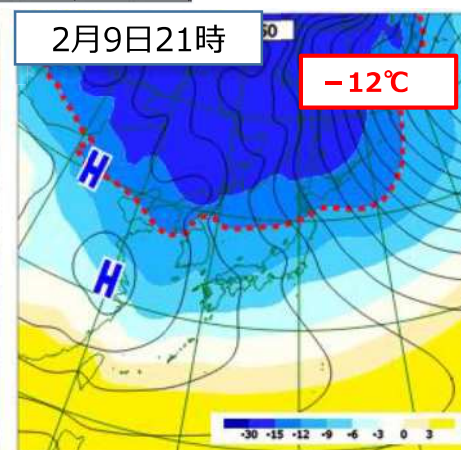
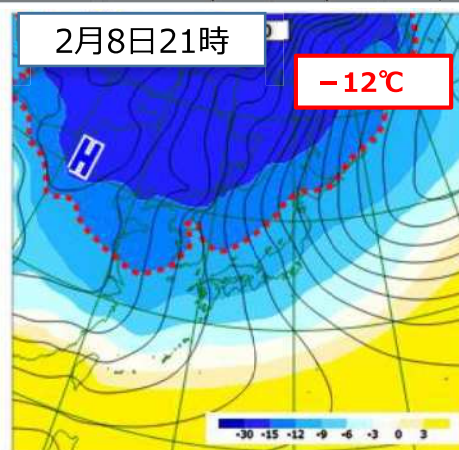
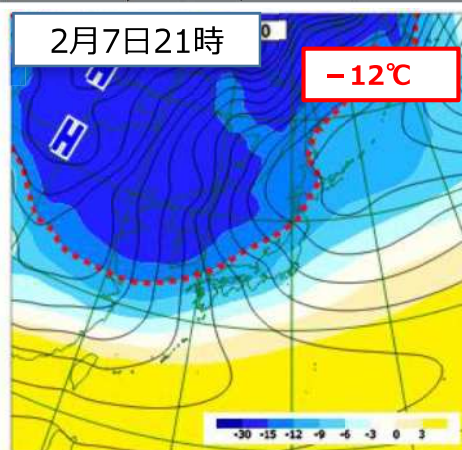
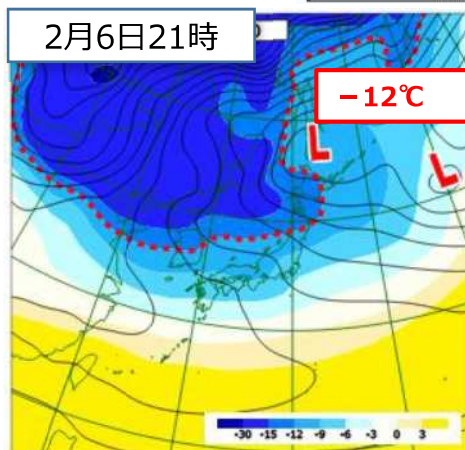
・波 3日 4日
 東部 4メートル 4メートル
 西部 4メートル 4メートル
 隠岐 4メートル 5メートル

表中の数値は、それぞれの3時間内に予想される最大値を表示しています。
 大雨(浸水)の数値は、それぞれの3時間内に予想される1時間降水量の最大値を表示しています。
 大雪の数値は、それぞれの3時間内に予想される3時間降雪量の最大値を表示しています。

早期注意情報と地上天気図に上空約1500mの気温予想図

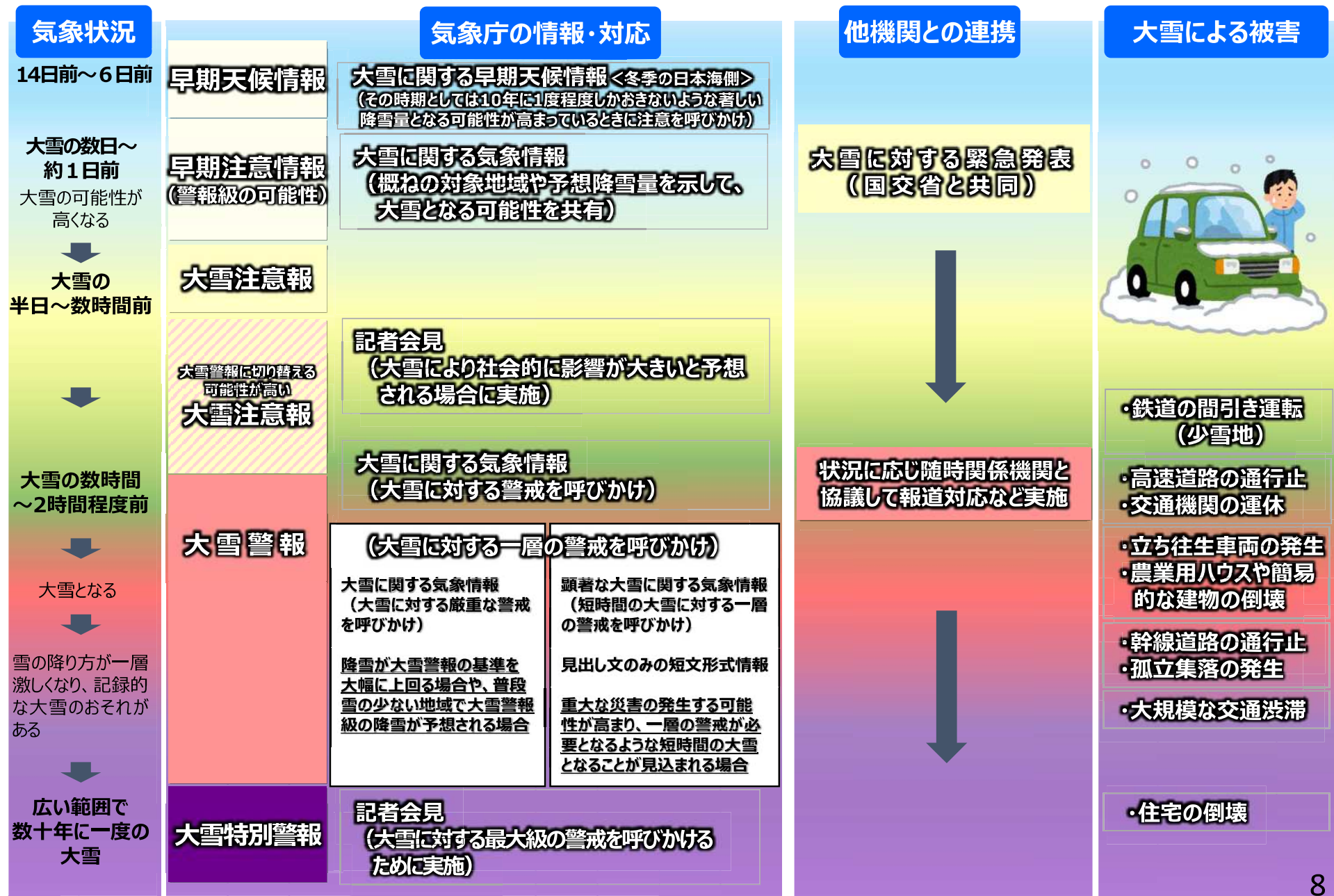
期間を早めます

島根県東部		3日		4日		5日	6日	7日	8日
警報級の可能性		12-18	18-24	00-06	06-12	12-24			
大雨		-	-	-	[中]	[中]	[中]	-	-
大雪		-	-	-	[中]	[中]	[中]	-	-
暴風(雪)		-	-	-	-	-	-	-	-
波浪		-	-	-	-	-	-	-	-
高潮		-	-	-	-	-	-	-	-
島根県西部		3日		4日		5日	6日	7日	8日
警報級の可能性		12-18	18-24	00-06	06-12	12-24			
大雨		-	-	-	[中]	[中]	[中]	-	-
大雪		-	-	-	[中]	[中]	[中]	-	-
暴風(雪)		-	-	-	-	-	-	-	-
波浪		-	-	-	-	-	-	-	-
高潮		-	-	-	-	-	-	-	-
島根県中部		3日		4日		5日	6日	7日	8日
警報級の可能性		12-18	18-24	00-06	06-12	12-24			
大雨		-	-	-	-	-	-	-	-
大雪		-	-	-	[中]	[中]	[中]	-	-
暴風(雪)		-	-	-	-	-	-	-	-
波浪		-	-	-	-	-	-	-	-
高潮		-	-	-	-	-	-	-	-



- その後も冬型の気圧配置は9日頃まで続く見込みです。
- 平地でも雪を降らせる目安である上空約1500付近の氷点下9度の寒気は、太平洋側まで南下しています。
- このため、島根県では9日頃にかけて山沿いを中心に大雪となる可能性があります。
- 平地でも積雪となる見込みです。

大雪のおそれに応じて段階的に発表される気象情報と対応





2. 大雪における対応等について



(2月3日 11時40分現在)

1. オンライン授業の実施

○開星中学校・高等学校

2月5日（水）については、オンライン授業を実施
（2月4日は、高校入試のため在校生は登校しない）



令和6年12月23日
政策調整会議資料
総務部 管財課

県庁構内の除雪計画

1 計画の目的

積雪時に、来庁者の通行及び業務に支障がないように、県庁舎構内の除雪を行う。

2 除雪を行う基準

積雪 20 cm 以上（降雪の状況により 20cm 未満でも動員を依頼する場合がある。）

3 除雪対応

(1) 除雪は次のとおり行う。

	時 期	初期対応	優先順位
県庁構内の積雪が 除雪基準に達した とき、または達する と予想されるとき	勤務日の早朝 (8:00～8:30)	前日に動員を要請する。 (※)	〔1〕歩道・通路
	勤務時間内	必要に応じ動員を要請 する。	〔2〕外来用駐車場等

※月曜日の朝の動員要請は、日曜日に要請する。

(2) 動員は各主管課を通じて要請する。

(3) 除雪場所は、各部局に事前に指定した区域とする。

(4) 各区域に管財課職員を配置し、作業の指示及び連絡調整を行う。（E区域は出納局職員が対応）

(5) 除雪進捗状況により、別区域の除雪応援をお願いする場合がある。

(6) 管財課が事前に各区域に必要なスコップを配備する。

(7) 主要な歩道・通路は、警備員が除雪機にて対応する。

7 サービスの取り扱い

除雪対応は勤務として取り扱う。

8 その他

職員駐車場の除雪は、原則利用者において行うこととする。

管財課職員は、腕章を着用して除雪作業を行う。



総務部 管財課

R6年度

A班21名、B班17名、C班15名、D班9名、E班3名、F班17名、G班20名、H班23名、I班20名



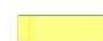
(除雪場所等)



集合場所



歩道・通路 (除雪場所)



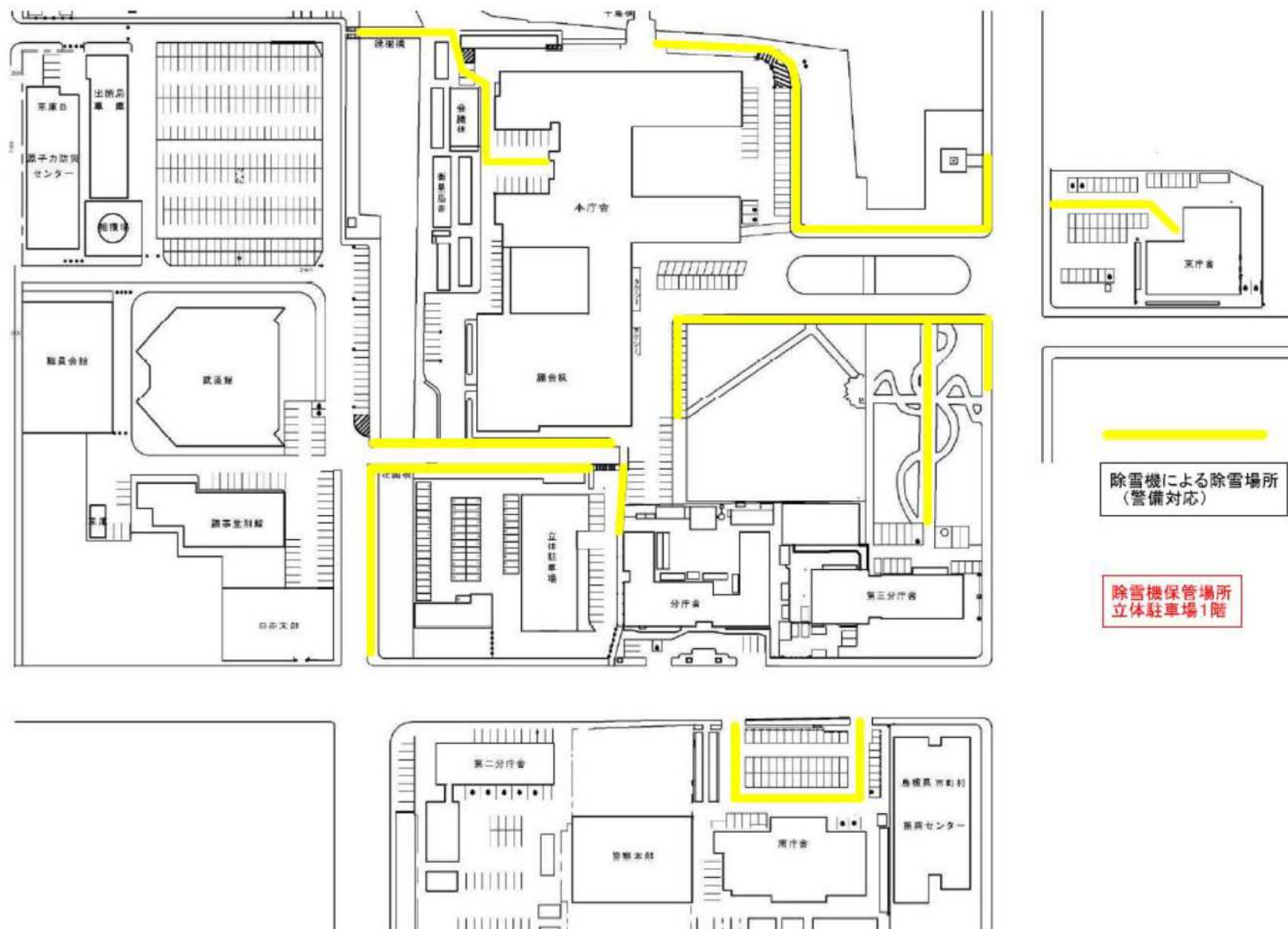
外来用駐車場等 (除雪場所)
※駐車場の枠線の除雪等を実施



立入禁止区域 (南庁舎東側)



工事区域
※除雪時に開放されている歩道の除雪を実施





除雪資材 収納表

別紙 5

	設置場所	図面 番号	スコップ	スノー ダンプ	凍結 防止剤	バケツ (10ℓ)	柄杓	返却先
本庁舎	仮守衛室前	①	20		1			立体駐車場
	北通用口	②	20	1	1			
	西通用口	③	20	2	1	1	1	
	駐車場 警備員室	④	20	2		1	1	
分庁舎	正面入口	⑤	10					立体駐車場
	通用口	⑥	10	1	1	1	1	
第二分庁舎	正面入口	⑦	26	2	2	1	1	1階ポンプ室
第三分庁舎	正面入口	⑧	15	1	2	1	1	立体駐車場
東庁舎	正面入口	⑨	10	3				1階機械室
	通用口	⑩	10	3	2	1	1	
南庁舎	正面入口	⑪	20	2	2	1	1	屋外倉庫
	屋外倉庫	⑫	16	1	4			
立体駐車場	1階	⑬	30	7	2			立体駐車場
合計			227本	25本	18袋	7個	7本	





(2月3日 12時00分現在)

3日の状況

○JR西日本

【木次線】

出雲横田駅～備後落合駅 終日運転取り止め

※・降積雪の影響（R7.1.17～当面の間）

・同区間について運休列車と同じ時刻でバス代行輸送を実施中



大雪のおそれがある場合は、「異常降雪を想定した行動計画（除雪タイムライン）」等に基づき、関係機関と連携して以下の対応を実施

1. 関係機関との情報共有

- ・松江地方気象台、国土交通省、NEXCO西日本、市町村、警察、県で構成する「島根県冬期情報連絡本部関係者会議」で、気象情報、除雪状況、通行止め、車両滞留等に関する情報を随時共有

2. 関係機関と連携した除雪対応

- ・予防的通行規制区間（高速道路・直轄国道）にアクセスする県管理道路の除雪を、NEXCO西日本や国土交通省と連携しながら早めに開始
- ・松江市街地の除雪を松江市と連携しながら、迅速かつ効率的に実施
〔R5～6年度：整備内容〕舗装段差の解消、道路カメラの増設、除雪機械購入

3. 広報活動の強化

各種媒体を活用して、県民に対して以下の内容呼び掛け

- ・R6年12月9～15日（ラジオ放送）「冬タイヤの装着」「チェーン携行」を呼びかけ
- ・R7年1月6～15日（テレビCM）「大雪時の車での不要不急の外出自粛」を県民へ呼びかけ
- ・随時、X（旧ツイッター）で必要な情報を発信



雪害体制の基準

(1/2)

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
警戒体制	1 県内の地域で大雪警報が発表されたとき(災害対策本部等の本部を設置した場合を除く)	自動配備	自動配備 (大雪警報が発表された市町村を所管する地区)	防災部、道路維持課及び地方機関の指定された職員を配備
雪害警戒本部	1 大雪警報が発表され、豪雪被害が発生するおそれがある場合、又は豪雪被害が発生した場合	1 防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2 緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1 防災部長が決定し、指示する	雪害第1動員又は第2動員を配備※1
		—	2 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

※1 雪害警戒本部設置時の動員体制は原則、第1動員体制を配備する。ただし、被害の状況等により第2動員体制への格上げが必要な場合は、防災部長が決定し、雪害警戒本部員へ通知する。



雪害体制の基準

(2/2)

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
災害対策本部	1 大雪・暴風雪特別警報のいずれかが発表された場合	1 自動設置	1 自動設置 (特別警報が発表された市町村を所管する地区)	雪害第3動員を配備
	2 災害の規模及び範囲から、特に対策が必要と知事が認めた場合	2 知事が決定し、設置する 3 防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 4 警戒本部長(防災部長)が知事に報告し、知事が決定し、設置する	2 知事が決定し、指示する	雪害第3動員を配備
		—	3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 4 緊急性が高い場合は地区警戒本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

1 雪害第1～第3動員の人員は、別に定めるところによる。

2 警察本部の災害体制は、島根県警察本部長の定めるところによる。